



ゾーニングマップ作成の背景と目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。改正地球温暖化対策推進法では、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。本町では、促進区域の設定を通じた円滑な合意形成のもと、地域のポテンシャルを最大限に活用しゼロカーボンシティを実現するため、ゾーニングマップを作成しました。

ゾーニングマップ作成の流れ

本町の自然的・経済的・社会的条件を、「国の環境保全に係る基準(促進区域設定に係る環境省令)」、「北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」に準じ重ね合わせ、ゾーニングマップを作成しました。マップの作成にあたっては本町に係りの関係団体・有識者へのヒアリングや、協議会の開催、地元説明会の実施、パブリックコメントの実施により、関係者・関係機関や町民の皆さまから意見を聴取し反映させました。

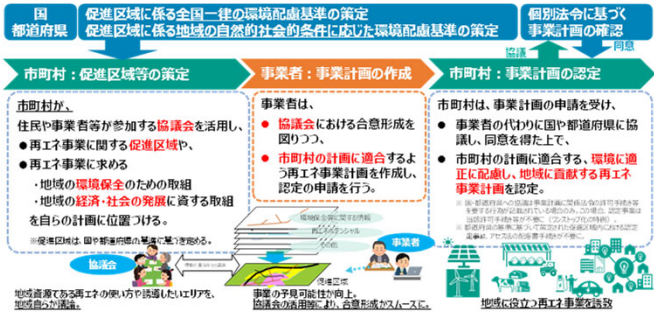
羅臼町のエリア設定の方針

本町では、世界自然遺産を有し、豊かな自然の恵みを受けてきた地域であるという地域特性を踏まえ、ゾーニングにあたっての基本的な考え方を「**地域資源を最大限に活用した再生エネルギーと自然環境保全の両立**」とした上で、①**既存施設(温泉井・温泉水送水管、建物、町有未利用地等)**の最大限活用、②**世界自然遺産、希少猛禽類、河川環境、景観の保全**を具体的な方針として掲げ、エリア設定を行いました。ゾーニング対象とした再生可能エネルギーと、各種別におけるエリア設定の方針を以下に示します。

羅臼町のエリア設定の方針

対象とする再生可能エネルギー	太陽光発電(小規模) 建物系：10kW未満 土地系：50kW未満	太陽光発電(中・大規模) 建物系：10kW以上 土地系：50kW以上	風力発電(小規模) 10kW程度	中小水力発電(小規模) 既設の砂防堤堰・上水道等の活用	地熱発電(小規模) 既存の町有源泉の活用	地熱発電(中・大規模) 新規掘削による生産井の活用	再生エネルギー熱利用 既存の温泉水送水管の活用
促進エリア 自然・社会環境への配慮事項が少なく、地域関係者や関係機関との合意も得やすいため、積極的な導入を検討するエリア	既存建物の屋根上(建物系)を促進エリアに設定 ※土地系は対象外	羅臼漁港など中・大規模施設の屋根上や、積極的な活用が期待される町有未利用地等を促進エリアに設定	設定しない	設定しない	設定しない	設定しない	既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリアを促進エリアに設定
事業可能性エリア 各種制約はあるものの、立地条件が比較的良く、再生ポテンシャルがあるエリアや、地域関係者や関係機関との合意が得やすいエリア	調整エリアのうち、各種制約を有するものの、最大傾斜角、地上開度、標高、再生ポテンシャル等により事業性が良いと評価されるエリア 上記の区域を、事業可能性エリアに設定 ※自然・社会環境へ配慮すべき事項は調整エリアの条件に準ずる						設定しない
調整エリア 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要であるため、再生設備の立地には各種制約があるエリア		・国が定める環境保全に係る基準で「考慮が必要な区域」「考慮することが望ましい事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 ・北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域、「考慮対象事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 上記の区域を、調整エリアに設定					設定しない
保全エリア 法令等の指定から再生設備の立地が困難、または重大な環境影響や災害発生が懸念されるなど、環境保全を優先し、導入を抑制するエリア		・国が定める環境保全に係る基準で「促進区域に含めない」とされている区域 ・北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域とされている区域のうち、砂防指定地 ^{※1} 、地すべり防止区域 ^{※1} 、ぼた山崩壊防止区域 ^{※1} 、急傾斜地崩壊危険区域 ^{※1} 、保護林、植生自然度10、世界自然遺産、国立公園の特別地域、普通地域で植生自然度8・9・10の地域、国指定重要文化財、北海道指定史跡名勝天然記念物、農用地区域内農地 上記の区域を、保全エリアに設定 ※1：太陽光(小規模)、中小水力、地熱を除く(大規模な土地変化が見込まれないため) ※2：太陽光(小規模)を除く(土地変化が見込まれないため)					設定しない

地域脱炭素化促進事業に関する制度のイメージ

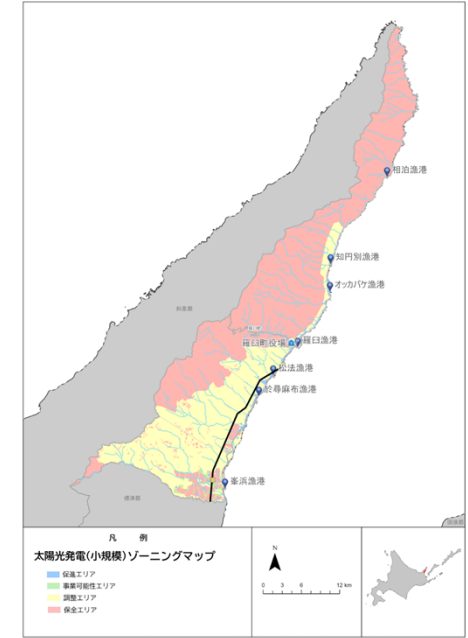


エリア設定の流れ

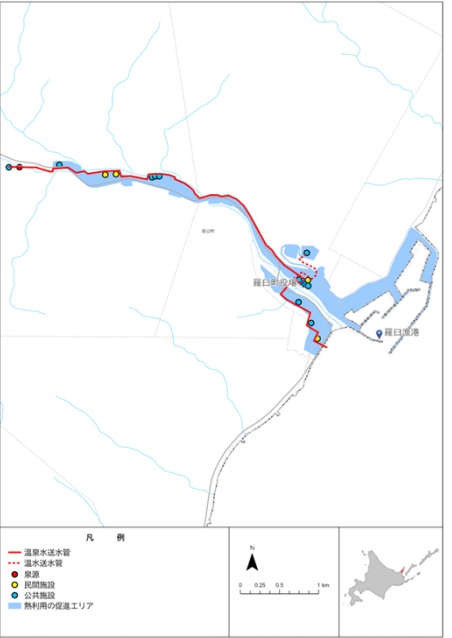
1. 国の環境保全に係る基準(促進区域設定に係る環境省令)	国	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域 地域の環境の保全のための取組等		協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の環境の保全のための取組		協議会等での協議 ワンストップ化の特例 アセス配慮書省略
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	市町村			

羅臼町のゾーニングマップ

作成したゾーニングマップの例を以下に示します。詳細は「羅臼町再生可能エネルギーゾーニングマップ」をご参照ください。
太陽光発電(小規模)



再生エネルギー熱利用



羅臼町の環境配慮事項

本町では、ゾーニングマップ作成に付随する成果として、聴取した関係者・関係機関や町民の皆さまからの意見をもとに、本町において事業者が再生可能エネルギーに係る事業計画を検討する際の参考となるよう、「羅臼町環境配慮事項」を作成しました。

羅臼町環境配慮事項(抜粋)

環境配慮事項	対象区域	適正な配慮のための考え方
自然環境への配慮		・ 風車を設置する場合は、バードストライクの懸念が生じない機種を選定する等、ランディングする希少猛禽類への影響に十分配慮すること ・ シマフクロウの生息環境や河川環境の保全のため、「北海道における河畔林の生態学的機能の維持に必要な河畔林幅の基準値」である河畔より30mの範囲の森林伐採を伴う開発は控えること ・ 世界自然遺産地域及びその周辺の景観保全のため、主要道路沿いでの開発は控えること。ただし、既存施設を活用する場合やごく小規模な場合、遮蔽等により十分な景観配慮が行われる場合は除く
羅臼町独自の環境配慮事項	開発行為に伴う配慮	・ 工事に当たっては、猛禽類をはじめとした希少な動植物の生息・生育、サケマスの遡上、ウニ漁や昆布漁への環境配慮を行うこと ・ 規模の大きい工事や河川や海岸周辺での工事等、これらへの影響が懸念される場合には、事前に工法、工事の時期、環境配慮の方針について、羅臼町、羅臼漁業協同組合又は環境省羅臼自然保護官事務所等に相談すること ・ 影響が懸念される場合には、希少猛禽類の繁殖期(2月～7月)、サケマスの遡上時期(9～11月)を避けること。シマフクロウへの環境配慮として、日没前に工事を切り上げること ・ 事業計画の作成にあたっては、地権者や関係者・関係機関へ十分な説明を行い、合意形成を図ること
	文化的資源への配慮	・ 1ha以上の開発は、文化財有無に関わらず特定開発に分類されるため、開発許可のために町に事前協議を申し入れること ・ 埋蔵文化財包蔵地は新たな発見が続いているため、最新情報の把握に留意すること

ゾーニングマップ利用時の留意事項

本ゾーニングマップは、作成時点(令和7年2月時点)で入手可能な基礎情報を用いて作成したものです。利用にあたっては、以下の留意事項に十分留意し、事業計画を検討してください。

- 事業計画の検討にあたっては、羅臼町環境配慮事項のほか、各種ガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講ずること。
- 事業計画の検討にあたっては、町の導入手続目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、上記と同様に隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。
- ゾーニングマップでは現時点(令和7年2月時点)で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。